

9. 法務学府

I	法務学府の教育目的と特徴	9 - 2
II	「教育の水準」の分析・判定	9 - 3
	分析項目 I 教育活動の状況	9 - 3
	分析項目 II 教育成果の状況	9 - 22
III	「質の向上度」の分析	9 - 30

I 法務学府の教育目的と特徴

1 本学府は、本学が教育憲章に掲げる教育目的を基本として、「人間に対する温かい眼差しを持ちつつ、いかなる場面でも、人や社会の要請に的確に応えることができ、自律した総合的判断を行うことができる能力を身に付けた法律実務家となる人材を組織的に養成する」ことを教育目的としている。

2 このような法律実務家に不可欠な能力は、①広い視野に立った総合的分析能力、②創造的思考による問題発見・解決能力、③人間に対する深い洞察能力と倫理性、であると考え、①倫理性・社会性の陶冶、②柔軟で批判的創造的な思考力の育成、③高度の国際性の育成、④法律実務家としての専門的能力の育成、を教育の目標として設定している。

3 学生の受入れにあたっては、公平性・開放性・多様性を重視する観点から、社会人・他学部出身者等にも広く門戸を開放しており、定員の30%以上が社会人・他学部出身者になり得るように配慮している。また、従前の学修過程や職業経験等におけるプロセスを適切に評価できるように、法学既修者コースと法学未修者コースとに分けて、入学試験を実施している。

以上の教育目的と特徴は、本学の中期目標記載の基本的な目標「教育においては、確かな学問体系に立脚し、学際的な新たな学問領域を重視しながら、豊かな教養と人間性を備え、世界的視野を持って生涯にわたり高い水準で能動的に学び続ける指導的人材を育成する。」を踏まえている。

[想定する関係者とその期待]

本学府は、多様な人材を受け入れ、九州・沖縄地区の他大学法科大学院や弁護士会と連携し、理論的教育と実務的教育との架橋を図り、「人間に対する温かい眼差しを持ちつつ、いかなる場面でも、人や社会の要請に的確に応えることができ、自律した総合的判断を行うことができる能力を身に付けた法律実務家となる人材を組織的に養成する」ことを、在校生、受験生及びその家族、修了生、法曹界、そして社会から期待されている。

II 「教育の水準」の分析・判定

分析項目 I 教育活動の状況

観点 1-1 教育実施体制

(観点に係る状況)

1-1-1 (1) 組織編成上の工夫

1-1-1 (1) -① 教員組織編成や教育体制の工夫とその効果

教員の確保・充実を図るため、教員が所属する法学研究院の総合人事委員会において、部局の中期目標及び中期計画に基づき具体的な人事計画の策定を行っている。

組織編成にあたっては、法律基本科目や実務科目のほか、政治学・医学・心理学等の多彩な授業科目を学生に提供するため、法学研究院をはじめ、他学府、福岡県弁護士会、他大学法科大学院との連携（資料1）により、十分な数の教員配置を実現し、学生への授業科目の提供を可能としている。

○資料1 他学府等との連携による多様な教員の確保

連携先	連携の概要	連携により開設される科目
法学研究院	本学府教員が所属する法学研究院の協力のもと、カリキュラムの充実を図る。	法と政治、歴史と法、現代法哲学、など
他学府	本学の他学府の協力のもと、法曹養成に必要な政治学・経済学・医学等の多彩な授業科目を学生に提供する。	紛争解決の心理学、医療と法、など
福岡県弁護士会、他大学法科大学院	福岡県弁護士会、福岡県内法科大学院との連携 福岡県弁護士会の協力の下、各法科大学院のカリキュラムの一層の充実を図る。	消費者問題、高齢者・障害者問題、民事執行・保全の実務、倒産法実務、ジェンダーと法、など
	九州・沖縄4法科大学院連携 法科大学院教育の多様化と充実を目的として、開講科目の相互提供等を行う。	ロイヤリング・法交渉、司法政策論、インターネットと法、など

また、部局を活性化する本学独自の取組である、「5年目評価、10年以内組織見直し」制度において、「司法試験合格率を向上させるためのあらゆる方策をつくすこと」との意見を受けたのに対し、学修支援を中心とした取組を行った結果、27年の司法試験では、合格率が全国平均を5ポイント近く上回り、74校中11位となるなど成果を得ている（資料2）。

○資料2 「5年目評価、10年以内組織見直し」制度における改善のための取組事例

「5年目評価、10年以内組織見直し」制度	研究院・学府・学部等における将来構想の実現に向けた組織改編等の取組について、中期目標期間の5年目に全学的な点検・評価を行い、その評価結果を反映した形で、10年以内に組織改編を完了するよう促す制度。平成14年より運用し、法人化に対応した見直し等を経て、現在に至る。本制度は、この点検・評価を継続的に実施することにより、組織の自律的な変革を促進し、教育研究の一層の充実・発展を図ることを目的としている。
改善・要望意見	司法試験合格率を向上させるためのあらゆる方策（教育方法の改善、他大学との連携強化等）を尽くすこと。
改善のための対応内容	司法試験合格率を向上させるため、以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院の到達目標を明確にした授業の実施 ・厳格な成績評価 ・学生への学修支援 ・入学者選抜の見直し さらに、平成26年度後期より総長裁量経費を得て、以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・学修支援アドバイザーを採用し、学修指導体制を強化

<p>・法科大学院独自奨学金制度の拡充 上記の取組により、平成 27 年の司法試験では、合格率が 26.14%と全国平均 21.57%を上回り、全国の大学における順位も 74 校中 11 位であったことから、学修支援の成果が得られていると判断できる。</p>						
司法試験合格状況						
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
司法試験合格者	46 名	42 名	53 名	39 名	37 名	40 名
合格率	26.29%	21%	26.24%	24.07%	22.84%	26.14%
合格率 (全国平均)	25.41%	23.54%	24.62%	25.77%	21.19%	21.57%
74 校中の順位	17 位	23 位	14 位	18 位	15 位	11 位

1-1-(1)-② 入学者選抜方法の工夫とその効果

教育目標の実現に必要な能力・適性を評価し、同時に多様な学生を受け入れるために、入学者選抜の基本方針（アドミッション・ポリシー）を定めており（資料 3）、入学者選抜においては、公平性・開放性・多様性を重視する観点から、大学等の在籍者については、学業成績のほか多様な学識、課外活動等の実績を適切に評価し、社会人等に関しては、多様な実務経験、社会経験を適切に評価できるよう配慮している（資料 4）。

○資料 3 アドミッション・ポリシー

本法科大学院は、本法科大学院の教育理念・目的に対する理解と共感を有する者を、公平性・開放性・多様性が確保される方法で選抜することを、アドミッション・ポリシーとしている。具体的には、

1. 公平性・開放性・多様性を重視する観点から、社会人・他学部出身者にも広く門戸を開放する。多様性・開放性の観点から特別の入学者定員枠を設けていないが、入試選抜における書面審査の際の評価を通じて、定員の 30%以上が社会人・他学部出身者になるよう努める。
2. 多様な人材につき、従前の学修過程や職業経験等を適切に評価できるよう、入学試験は、法学既修者コースと法学未修者コースとに分けて実施する。
3. 選抜の際には、本法科大学院の教育理念・目的に共感し、実践できる者を求めて、特に次の 4 点に関する資質の有無を判断する。
 - (1) 法律実務家を志す明確な動機があること。
 - (2) 人間に対する温かい眼差しと冷静な分析力を備えていること。
 - (3) 広い視野に立った柔軟な思考力と果敢な決断力を備えていること。
 - (4) 複雑化し高度化した社会に対する順応性を身につけていること。

アドミッション・ポリシーを掲載した Web ページの URL：
<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/lawschool/outline.html#5>

○資料 4 入学者選抜方法

○未修者コースと既修者コースに分けた入学者選抜の実施（併願も可能）

未修者コース 書類審査（*）、論文試験による選抜

既修者コース 書類審査（*）、法学専門試験（公法系科目、民事系科目、刑事系科目）による選抜

（*）審査の対象となる書類

- ①適性試験の結果
 - ②出身大学の成績証明書
 - ③志望理由書
 - ④活動報告書
 - ⑤職業経験報告書
 - ⑥外国語能力証明書
 - ⑦職業資格証明書
- ただし、④から⑦は任意提出書類

○大学等の在籍者への配慮

審査の対象となる書類のうち

- ・②に関しては、法学関係の講義の受講の有無その他の事情を一切考慮せず、法学部在学者と法学部以外の学部在学者とを区別しないよう配慮している。

<p>・④は、ボランティア活動等の社会活動や留学、課外活動等の経験について記載するもので、本学府のアドミッション・ポリシー及びどのような法律家を目指すかという本人の志望との実質的関連性を考慮している。</p> <p>○社会人・他学部出身者への配慮 審査の対象となる書類のうち</p> <p>・⑦は、職業経験について記載するもので、本学府のアドミッション・ポリシー及びどのような法律家を目指すかという本人の志望との実質的関連性を考慮している。</p> <p>○入学者選抜における配点 第1次選抜：学部成績 20 点、適性試験 50 点、成績証明書以外の書類選考 30 点、合計 100 点満点 第2次選抜：未修者コース：第1次選抜の書類審査 200 点、論文試験 250 点、合計 450 点満点 既修者コース：第1次選抜の書類審査 100 点、法学専門試験 350 点、合計 450 点満点</p>

入学者選抜においては、前年・前々年の歩留率を参考に合格者数を決定して入学定員に近い入学者数の確保に努めているが、全国的な法科大学院入学志願者の減少もあり、平成 25、26 年度入試においては入学者数が入学定員を大きく下回った（資料 5）。

○資料 5 入学者選抜の実施状況（平成 22～27 年度入試）

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
入学定員（人）	80 (未修:30、 既修:50)	80 (未修:30、 既修:50)	80 (未修:30、 既修:50)	70 (未修:25、 既修:45)	70 (未修:25、 既修:45)	45 (未修:15、 既修:30)
志願者数（人）	280	216	247	167	127	136
受験者数（人）	251	190	227	153	119	114
合格者数（人）	97	100	107	76	59	57
競争倍率（人）	2.58	1.9	2.12	2.01	2.01	2
入学者数（人）	83	79	71	50	34	35
入学定員超過率（人）	1.03	0.98	0.88	0.71	0.48	0.77
志願者数（全国・人）	24,014	22,927	18,446	13,924	11,450	10,370

そこで、受験者及び入学者を確保するための新たな取組を導入し、その情報を本学府の Web サイト等により発信するとともに、適正な入学定員の在り方について検討し、平成 27 年度入試から入学定員を、それまでの 70 人から 45 人に削減した。

上記の取組により、平成 27 年度入試では、志願者数及び入学定員超過率が、前年度と比較し改善した（資料 6）。

○資料 6 入試方法等に関する検討状況と改善の具体例

検討状況	<ul style="list-style-type: none"> ・飛び入学制度（大学に 2 年以上在学し、3 年次終了までに、卒業に必要な単位を 112 単位以上修得する見込みがある者で、かつ優秀な成績を修めたと認められる者について、事前審査を経た上で出願資格を認めるもの）を平成 25 年度入試から導入 ・意欲があるにもかかわらず、時間的制約等から入学を断念している社会人などを念頭に、平成 26 年度から長期履修制度（現に職を有する者であること、その他育児、介護、疾病、障害などやむを得ない事由がある場合に、申請と審査を経て、一学年を二年間かけて履修することが認められる）を導入。 ・独自の経済的支援（入学手続きを完了した入試成績等が優秀な未修者・既修者の各若干名に対し、入学金相当額の特別奨学金を授与）を平成 25 年度から導入。
改善例	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度入学者選抜において 志願者数が、前年度から増加（127 人から 136 人へ） 入学定員超過率が、前年度から改善（0.48 から 0.77 へ） ・飛び入学制度を利用した入学者は、平成 25 年度 2 名（受験者 3 名、合格者 2 名）、平成 26 年度 0 名（受験者 6 名、合格者 3 名）、平成 27 年度 2 名（受験者 4 名、合格者 2 名）。このうち平成 25 年度の入学者 2 名が、平成 27 年司法試験に合格した。

1-1-(2) 内部質保証システムの機能による教育の質の改善・向上

1-1-(2)-① 教員の教育力向上のための体制の整備とその効果

1) FD の実施

教育の内容及び方法の改善を図るため、ファカルティ・ディベロップメント（以下、FD）を実施している（資料7）。

FDでは、本学府における教育の課題、学生の学修状況と課題等をめぐる様々なテーマが設定され、実務家教員（派遣裁判官、弁護士）を含む教員間で改善へ向けた議論がなされている。また、学生担当教員が学生と面談した場合や、個別学修指導を実施した後にも、その状況をFDで報告しており、学生に対する学修支援の強化、非常勤を含む全教員による厳格な成績評価の実施、といった改善につながっている。

○資料7 FDの実施状況（平成22年度以降）

実施年度	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
回数	10	10	11	11	9
主なテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の学修状況について ・授業評価、授業参観及び教員アンケートの結果について ・入試成績・在学中の成績等の相関関係について ・カリキュラムについて ・厳格な成績評価について ・共通的な到達目標について 				
FDの成果	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の学修状況について、授業を担当する教員や個別学修指導を行った教員に報告を求め、課題を把握するとともに改善の方策を検討した結果、未修者に対する学修支援の強化が検討され、「学修支援アドバイザー制度」の導入が決まった。さらに、学修支援アドバイザーに対してもFDでの報告を求めることにより、学生の学修状況の把握と改善へ向けた方策の検討に活用している。 ・厳格な成績評価に関しては、継続してFDのテーマとして取り上げており、非常勤教員を含む法科大学院を担当する全教員への周知が必要な重要事項については、次年度のシラバス作成時や、定期試験実施に係る通知等も利用して、周知徹底を図っている。さらに、前年度の成績評価（科目別評価割合）をFDの資料として、全ての授業科目において厳格な成績評価が行われていることを確認している。 				

2) 授業評価、授業参観、教員アンケートの実施

教員の教育力向上のため、授業評価（学生による授業評価、及び教員の授業に対する自己評価）、授業参観、教員アンケートを毎年度実施している。

授業評価等の実施状況は、資料8に示すとおりであり、授業評価アンケート結果の学生へのフィードバック、授業評価、授業参観、教員アンケートの集計結果に基づくFDの実施により、カリキュラムの改訂、個別学修支援の強化といった成果を得ている。

○資料8 授業評価、授業参観、教員アンケートの実施状況

	授業評価	授業参観	教員アンケート
目的	教員、学生双方から授業の状況を把握し、授業の取組等を分析・検討して今後の改善に役立てる。	教員の授業の進め方、学生の理解度の確認、レジュメや課題の量・内容等について、定められた様式により相互評価を行う。さらに、評価に基づいて意見交換を行うことにより、 <u>現状における問題点を把握し、法科大学院担当全教員の共通認識のもと、教員の資</u>	授業担当教員の、教育内容・方法等における工夫、法科大学院全体に対する意見等を集約し、その集計結果をもとに教授会・FDにおいて意見交換を行うことにより、 <u>現状における問題点とその改善策を見出し、全教員の共通認識のもとに教育目標達成に向け改善</u>

九州大学法務学府 分析項目 I

		質の維持向上を図る。	に取り組む。
対象	学生、授業担当教員	法科大学院教員（当該年度開講科目の担当教員） 他学部非常勤講師、学外非常勤講師については希望者	法科大学院教員、学府非常勤講師、学外非常勤講師
実施状況	平成 27 年度前期 学生による授業評価 実施科目 26 回答数 546 人 回答率 96% 教員の自己評価 実施科目 17 実施教員 15 人	平成 27 年度前期 参観報告者数 16 人 （うち実務家教員 6 人） 参観科目数 17 科目	平成 26 年度 アンケート提出者 専任 10 人 専任（実務家）3 人 非常勤 11 人
改善の状況	<p>・学生による授業評価の結果に対し、教員は「コメント」を作成し、これをとりまとめて学生に公表し、「予習指示の迅速化」、「判例の事案・判旨部分の説明の合理化」といった学生からの要望に対応しているほか、「予習・復習にもう少し時間を割いたほうがよい」というような学生へのコメントもつけ、教員、学生双方の改善に役立っている。</p>	<p>・授業参観後に各参観者から提出される「授業参観報告書」を取りまとめ、FDにおける討論の資料とすることで、授業参観を行って参考となった点、逆に改善が必要と思われた点などを、各教員の授業内容・方法等の改善に活用している。</p>	<p>・教員アンケートには、法科大学院全般（入試、カリキュラム、成績評価、学生支援及び修了後の支援等）に対する意見・要望の記述欄があり、例えば①「基本科目の授業時間数が不足しているのでは」との意見を受け、FDでの議論を経て現行のカリキュラムを検討し改訂に至った、②「現行のチューター制度では個別的な学修支援に限界がある」との意見を受け、FDにおいて検討し、本学府を修了した若手弁護士による学修相談を開始した、といった改善例がある。</p>

授業評価アンケート結果の学生へのフィードバック

平成27年度前期 授業評価アンケートの学生へのフィードバック

授業科目名	担当教員名
○これまでの授業方法・内容についてのコメント	
小テストを通じて、学生の授業の理解・予習・復習の状況を確認するようにしているが、授業中(終了時も含めて)の理解の確認は、時間の都合などもあり、十分にできていないので、できるだけ、質問を促すようにしたい。	
○予習・復習、課題についてのコメント	
小テストの問題が過去に出題したものあまり重複しないようにするため、少し細かい判例の内容を出題することがあり、学生には難しいと感じるようなことがあるかもしれない。	
○授業改善に役立つ意見に関するコメント	
特にコメント等はなかった。	

授業参観報告書

平成27年度前期 授業参観報告書

科目名	担当者	レジュメ、課題の量・内容等について	教員の授業の進め方 学生の理解度の確認などについて	学生の準備状況 授業における発言等について	授業参観を行って参考になったこと 逆に改善が必要と思われること	その他 (授業参観に関するご意見ご感想 をお書きください。)
		90分の授業に適切な設問の量でした。	判例百選にも掲載のある、民事訴訟法の論点に関する授業ですが、学生の理解度は、どのようにして推し量っておられるのか、知りたかったです。事前に設問が予習可能なように提出されていたようには見えなかった。	当惑ですが、学生によってばらつきがありました。試験科目で、出題されると論述することが必要な内容なので、授業後にそれが出来るようになっていればよい、ということでしょうか。	予習をしてきていない学生にも、ものを考えさせられるようにするのがよいのだと思いました。ただ、そうすると、予習してきた学生には授業が物足りなくなるのだと思い、難しかったです。	学生に、どの程度の予習を求めべきかがわかりませんでした。
		高年次にふさわしい課題の内容であると考えます。	極量が分かり易かった。	課題として事前に提出されている内容であり、比較的よく準備していると思った。	一人の学生との問答が自分が実施しているものと比較して長い。一人の学生に対して重ねて質問すると理解を深めるプロセスが明らかになるので良い。	学生がどの点を理解していないかは、何度かやりとりを一人の学生とくり返すことによつてよく分かることがあるということが発見された。
		レジュメを拝読した最初の感觸としては、若干ボリュームが多いという感觸もあったが、問題となる論点は絞られているので、特段難解とは思わなかった。なお、第11回の課題については、事案の時系列を整理した上で復習の適法性を検討する必要があるので、より実務的で学生にとってはやや慣れない作業を伴ったかもしれないが、今後実務家になることを考えれば今のうちからのトレーニングが必要と思った。	ポイント毎に学生に対して質問をし、答えを引き出しながら授業を進めておられた。特に、講義の時間が限られる中で、なかなか回答が出てこない学生に対して、ヒントを提供しながら少し時間をかけて答えを待たせてあげている点が印象的であった。一方の授業では学生の理解の確認が難しいと思われるところ、後期の自分の授業の進め方を考える上で参考になった。	冒頭、先生が求めておられるレポートの提出状況が芳しくないという指摘があったが、質問されるとそれなりに条文や判例に基づいた回答はできていたと思う。ただ、このような回答は、3年次である程度勉強が進んできているのでできていることだろうと思えた。自分が担当する2年後期のしかも実務科目を想定すると、学生に準備をさせるには事前の働きかけを尽くす必要があると感じた。	授業のポイントを絞り、そのポイント毎にしっかりと説明されているところが大変印象深かった。自分がこれまで講義を依頼されたときには、かなり詰め込みの内容になってしまっていたので、そのような自分の考え方を根本的に改め、学生たちに最後自身に付けてほしい内容を伝える意識を強く持つことが必要と感じた。	自分がまだ授業を行ったことがないからかもしれないが、先輩の先生の講義を拝聴することは大変貴重な機会であると感じた。今後このような機会があれば積極的に参加させていきたいと思う。
		90分の授業で、学生が消化不良にならないという観点からすると、必要かつ十分なものであると感じた。	法律家・実務家としての思考方法を、様々な視点から、双方向のやり取りを通じて、具体的かつ分かり易く伝えておられた。このスタイルの授業を成功させるため、学生の理解度を正確に把握した上で、相応の時間をかけた周到な事前準備しておられるのではないかと思う。	や心を奪わない面があるとは思いますが、特定の学生の発言が目立ち、他の学生がどこまで理解しているか(知識や考え方を自分のものとして、実際に答案等に表現できるか)、不安がないわけではない。	事例分析(問いに事案に答えることを含む。)や法的分析の手法、条文の重要性という、司法試験のみならず、今後、実務に出た際に必ず必要となる事項について、一貫・徹底した授業をされており、正に実務家教員ならではの授業であると感じた。また、学生の理解度からすると、粘り強く同じことを一貫・徹底して伝える必要があると思う。	昨年までの授業参観で他の教員の授業内容が分かっているということなのかもしれないが、全体的に授業参観への参加が低調なのは残念であった。

教員アンケート（集計）

平成26年度法科大学院教員アンケート集計

○実施期間：平成27年2月25日(水)～3月6日(金)

1. 教育内容・方法	
2	「法律実務家としての責任感や倫理観を涵養する」という教育目標を達成するため、授業において実際に取り組んでおられることがありましたら、お書きください。
	<p>条文・判例の規範的評価を踏まえ、利害関係者の利益を明確にすること、及び、その調整がどのように行われるべきか、という点に留意して、授業を実施している。(専)</p> <p>法律実務科目ではないので法曹倫理の内容に踏み込んで取り扱っているわけではないが、法曹としての責任や倫理が問題になるテーマについては、その都度指摘し、法曹倫理や刑事弁護論の授業で勉強するよう案内している。(専)</p> <p>Client の Profession に対する期待に応えるためには、fact finding と distinguishment を行うことが必要です。「ここが論点だ」と決めつけたり、判例や教科書に書いてあることが本件にもあてはまるという思い込みで案件を処理することは許されません。そこで、つねに、事実を要件事実を照らして一つ一つ明らかにし、立証または否認に苦勞する場所を丹念にあぶり出す作業をさせるようにつとめています。(専)</p> <p>実務においてどのように処理されているのかについて、なるべくイメージが湧くように具体的に話をするように心掛けた。(実)</p> <p>法曹倫理の授業は、直接的にその教育目標を達成するためのもの。実務家として陥りやすい間違いなどを事例をもとに質疑を行っている。民事弁護論や民事法総合演習では、その機会は少ないが、利益相反に関わるような事例があるときには、倫理の問題に触れるようにしている。民事弁護論ではゲストスピーカーを招き、法律実務家としての生きがい、責任感等についても伝えてもらうようにしている。(実)</p> <p>実務家の視点からの事実のつかみ方を意識して授業を行っている(実)</p> <p>事例分析や判例研究において、自分が原告又は被告人の弁護士であつたらどうするかという点を意識してもらうことを心掛けた。それによって、判例や学説を学習の対象として勉強するのではなく、実際に使うための知識として身につけてもらうよう促したつもりである。(兼任)</p> <p>判例や通説の結論のみを覚えさせるのではなく、その結論にいたるまでの背景や理由づけを理解させる授業を行った。このことにより、現実の事件に直面した際に、判例や通説の結論に拘泥せず、事案に合致した結論を導き出す法律論を展開できるような力を付けさせることを試みた。(兼任)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律実務家としては「事例の法的な解決が求められる」旨を再三にわたり伝えた。 ・「法的な解決」に必要な法令の条文を繰り返し参照させた。 ・争点に関し、相手方などどのように考えるか、それに対する合理的な反論ができるかを検討させた。(兼任)

1-1-(2)-② 教育プログラムの質保証・質向上のための工夫とその効果

教育プログラムの質保証・質向上のため、1) 学生からの意見聴取を積極的に実施しているほか、2) 教育内容・方法等について自己点検・評価を実施し、その結果について、3) 学外関係者による評価、及び4) 認証評価機関による評価を受け、評価において出された指摘に対し、改善へ向け組織的に取り組んでいる。

1) 学生からの意見聴取

授業評価アンケート（前掲資料8、6～9頁）のほか、様々な機会を利用して学生からの意見聴取を行っており（資料9）、このうち、個別学修指導において課題とされた未修者に対する学修支援強化の必要性については、FDにおける検討を経て、「学修支援アドバイザー制度」の導入へとつながった（前掲資料7、6頁）。

○資料9 授業評価以外の意見聴取

取組	取組の内容
学生担当(チューター)による意見聴取	<p>学生担当(チューター)制度</p> <p>本学府の専任教員が10名前後の学生の担任(以下、チューター)として、<u>且常に担当学生の修学指導、修学相談や生活相談を行うほか、チューター会合を開催し、年次やコースの異なる学生に交流の場を提供。</u></p> <p>学生の休学や退学の際には、<u>該当学生との面談を実施し、教授会に報告する。</u></p> <p>聴取した意見の収集・共有と改善への取組</p> <p>学生から聴取した意見、相談の内容等は、年度末に実施する教員アンケートにより情報を収集し、集計結果をもとにFDを実施して、<u>情報を共有するとともに、共通の課題がある場合には組織的に改善に取り組んでいる。</u></p>

オフィス・アワーにおける意見聴取	オフィス・アワー オフィス・アワーを実施しており、各教員のオフィス・アワーの日時等は、シラバス及びオリエンテーションにおいて学生に告知し、本学府の「教育研究支援システム」にも掲示している。 聴取した意見の収集・共有と改善への取組 学生から聴取した意見、相談の内容等は、年度末に実施する教員アンケートにより情報を収集し、集計結果をもとにFDを実施して、情報を共有するとともに、共通の課題がある場合には組織的に改善に取り組んでいる。
個別学修指導時のアンケート調査による意見聴取	個別学修指導 <u>1・2年次を対象とした個別学修指導、3年次を対象とした個別学修指導をそれぞれ実施</u> しており、事前に、学生に対し、授業、学修面、学生生活、修了後の進路、司法試験へ向けた準備状況等に関するアンケートを行い、アンケートの結果を資料として個別学修指導を実施している。 聴取した意見の収集・共有と改善への取組 個別学修指導を実施した教員は、個別学修指導実施報告書を作成する。報告書はFDの資料として情報が共有されるとともに、共通の課題がある場合には組織的に改善に取り組んでいる。

2) 自己点検・評価の実施

部局の中期計画・中期目標に基づく自己点検及び評価、認証評価基準に基づく自己点検・評価を実施している。自己点検・評価の結果は報告書に取りまとめており、その結果を教育の質の改善、向上に結び付けている（資料10）。

○資料10 自己点検・評価の実施状況

	部局の中期計画・中期目標に基づく評価	認証評価機関の定める評価基準に基づく評価
評価項目	教育の内容及び方法 教育の成果 教育の実施体制 学生への支援 社会連携 教育の国際化、ほか	教育の理念及び目標 教育内容 教育方法 成績評価及び修了認定 入学者選抜 教員組織、ほか
実施の頻度	毎年度	原則として2年に一度
改善の状況	<p>「本学府の教育に対する修了生の意見を聴取し、教員間においても意見交換を行う。」との計画に対し、個々の教員が修了生の意見を聴取するとどまった（平成23年度）ことから、平成24年度は司法試験合格者（3名）と法科大学院教員との意見交換会を実施し、法科大学院教育について修了生から意見・要望等が出された後、教員との間で意見交換を行った。</p> <p><u>修了生から出された「簿記のような経営の基本知識となる授業を入れてほしい」との要望を受け、FDにおいて検討した結果、「企業会計論」が平成26年度新たに開設されている。</u></p>	<p>本学府では、あらかじめ学生に示した成績評価基準・方法に従い、厳格な成績評価を行うことを、非常勤を含む全ての教員に周知徹底しているが、平成25年度の認証評価機関による評価において、「筆記試験の実施について、受験者の学修の成果を適切に反映できるような試験となるよう、さらなる検討、改善を図る必要がある。」との指摘を受けたことから、<u>非常勤を含む全ての教員に厳格な成績評価の実施を徹底するとともに、特に、筆記試験の実施にあたっては、学修の成果を適切に評価するため、容易に得点可能な試験内容とならないよう注意を喚起した。</u></p>

3) 学外関係者による評価

教育体制の改善・改革のためには、外部者の視点による評価も必要であることから、学外関係者から委員を選任し、自己点検・評価の結果に対する評価を2年に一度受けている。

外部評価において受けた指摘に対しては「学生へのメンタル面の支援の充実」といった改善へ向けた取組を、組織的かつ継続的に行っている（資料11）。

○資料 11 評価結果と改善への取組

指摘事項	改善への取組					
学生へのメンタル面の支援の充実が必要 (平成 23 年度)	担当教員(チューター)が中心となって、学生の修学上の質問・相談にきめ細かに対応し、専門的な助言や支援が必要と判断した場合には、大学内の機関を紹介するようしており、教員間においても、学生の相談内容に応じた学内の相談窓口の周知に努めている。					
司法試験合格率の向上を図る必要がある(平成 23 年度)	司法試験合格率の向上に関しては、法学未修者に対する学修指導の充実、基礎、応用、総合の段階的カリキュラム、厳格な成績評価と修了認定、FD を通じた教育改善等を行い、一定の成果が現れている。					
	司法試験合格率(平成 23 年度から 27 年度)					
	区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	司法試験出願者数(人)	262	262	215	195	178
	司法試験受験者数(人)	200	202	162	162	153
	司法試験合格者数(人)	42	53	39	37	40
	司法試験合格率(%)	21.0	26.2	24.1	22.8	26.1
	全国 74 校中の順位(司法試験合格率)	23	14	18	15	11

4) 認証評価機関による評価

本学府では、5 年以内ごとに、認証評価機関による評価を受け、評価結果については、「他学府や学外の大学に所属する教員を含む全ての教員に対し、厳格な成績評価の実施を徹底する」など、改善へ向け組織的に取り組んでいる(資料 12)。

○資料 12 評価結果と改善への取組

指摘事項	改善への取組
一部の授業科目の成績評価において、当該授業科目の単位を認定する可否の基準が、当該法科大学院で定められた成績評価の基準とは異なる成績評価となっているため、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。	<p>(平成 26 年度)</p> <p>FD を通じた意識改革だけでなく、組織内外への伝達方法等も含めて点検し、厳格な成績評価の趣旨を全教員に浸透させる上記取組をより完成に近づけるため、引き続き改善努力を行っているところである。</p> <p>(平成 27 年度)</p> <p>他学府や学外の大学に所属する教員に対しても、「成績評価に関する申し合わせ」に従った厳格な成績評価の実施を周知徹底するとともに、FD において検証を行った。</p>
筆記試験の実施について、授業で配付した教材等の持込みを可としている 1 授業科目において、容易に得点可能な試験内容となっているため、受験者の学修の成果を適切に反映できるような試験となるよう、さらなる検討、改善を図る必要がある。	<p>(平成 26 年度)</p> <p>他学府や学外の大学に所属する教員に対し、厳格な成績評価の実施を徹底するべく、指摘を受けた当該科目の担当者に対しては、個別に説明を行った。また、法科大学院として事前にチェックをする必要性を検討しているところである。</p> <p>(平成 27 年度)</p> <p>他学府や学外の大学に所属する教員を含む全ての教員に対し、厳格な成績評価の実施を徹底した。特に、筆記試験の実施にあたっては、容易に得点可能な試験内容とならないよう、受験者の学修の成果を適切に反映できるような試験となるよう注意を喚起した。</p>

(水準)

期待される水準を上回る

(判断理由)

本学府では、教育目的を達成するため、三つのポリシーに基づいた教育活動を行っており、教育の質の改善・向上へ向け自己点検・評価及び第三者による評価を組織的かつ継続的に行っている。このうち、外部評価において求められた司法試験合格率の向上に関しては、法学未修者に対する学修指導の充実等の取組により、全国 74 校中 11 位となるなど着実に成果を得ていることから、法曹の養成に期待する関係者の、期待する水準を上回ると判断される。

観点 1-2 教育内容・方法

(観点に係る状況)

1-2-(1) 体系的な教育課程の編成状況

1-2-(1)-① 教育課程編成方針 (カリキュラム・ポリシー)

教育目的を前提に三つのポリシーの整合性に留意して、教育課程編成方針 (カリキュラム・ポリシー) を定めている (資料 13)。

○資料 13 カリキュラム・ポリシー

本学府では、カリキュラムによる発展的・段階的な学修プログラムを明確に理解できるように、各系列の科目の展開を必修科目と選択科目別に図示した発展図 (学修ロードマップ) を作成している。

学修ロードマップを掲載した Web ページ :

<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/lawschool/images/cp.pdf>

カリキュラム・ポリシーを掲載した Web ページの URL :

<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/lawschool/outline.html#5>

教育課程編成にあたっては、法曹養成のための専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう配慮している (資料 14)。

○資料 14 教育課程編成の特徴

(1) 学部における法学教育との関係

学部教育

本学法学部では、法学・政治学教育の実践を通じて、地域社会、日本社会、さらには国際社会でリーダーシップを発揮する有為な人材の養成に努めており、法的素養を備えた多数の人材を社会の様々な分野へ送り出すという機能を一層充実させるため、文系理系の学問領域をカバーする総合大学としての本学の機能を活用し、いわゆる教養教育にとどまらない学際的な学修を可能とする科目を多数設けている。

法科大学院教育

法科大学院では、法曹養成のための専門職大学院という明確で実践的な目的を持った教育機関としての使命に基づく教育を実施している。

教育方法に関しては、①少人数教育、②対話形式による双方向・多方向授業、③事例・判例を素材としたケース・メソッド、④レポート作成を中心とした課題設定等の方法を採用することで、高度な専門知識、法的思考力、分析力、表現力の修得が図られている。

また、専門家としての豊かな人間性、責任感、倫理感の涵養のために、法曹倫理 (3 年次必修) をはじめとして、従前の法学部教育には見られなかった政治学・経済学・医学・心理学・社会学等に関する多彩な科目を多数配置している。

さらに、理論教育と実務教育との架橋を目指して、3 年次の法律基本科目である民事法総合演習、刑事法総合演習において実務家教員との協働授業を開設しているほか、法律実務基礎科目においても、本学府の教育目標にある「複眼的に法的思考を行うこと」ができる法曹を養成するため、民事弁護論、刑事弁護論、模擬裁判、ロイヤリング・法交渉、リーガル・クリニック、エクスターンシップ、公法訴訟実務等の科目を開設し、実務家教員と研究者教員との協働を図っている。

(2) 教育課程の段階性・完結性

本学府では、第 1 に、法律基本科目について基礎科目 (1 年次)、応用科目 (2 年次)、総合演習 (3 年次) という 3 段階モデルを導入している。

第 2 に、法律実務家を養成するという目的意識を明確にし、法律実務家が備えるべき資質や能力を育成するために、充実した実務基礎教育を行い、理論と実務の架橋を強く意識した教育を行うこととしている。

第 3 に、教育目標をより具体化した、目指すべき法曹像として三つの履修モデルを用意し、展開・先端科目における科目選択によって将来必要とされる知識を修得できるようにしている。

以上の段階的カリキュラムにより、本学府の教育課程は、法曹養成のための専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。

1-2-(1)-② 学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)

教育目的を前提に三つのポリシーの整合性に留意して、学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー) を定めており (資料 15)、「法曹として備えていることを社会から求められる内容と水準の、知識及び能力を、学生が修了時まで確実に修得すること」を、教育の到達目標として設定している点に特色がある (資料 16)。

○資料 15 ディプロマ・ポリシー

本法科大学院では、法曹として備えていることを社会から求められる内容と水準の知識及び能力を学生が修了時まで確実に修得することを教育の到達目標としています。到達目標は、シラバスに記載しているほか、以下の科目については、「到達目標科目対応表」により詳細に示されています。

- (1) 憲法
- (2) 行政法
- (3) 民法
- (4) 商法
- (5) 民事訴訟法
- (6) 刑法
- (7) 刑事訴訟法
- (8) 民事訴訟実務
- (9) 刑事訴訟実務
- (10) 法曹倫理

ディプロマ・ポリシーを掲載した Web ページの URL :

<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/lawschool/outline.html#7>

○資料 16 教育目的とディプロマ・ポリシーの関係において特筆すべき点

本学府では、「人間に対する温かい眼差しを持ちつつ、いかなる場面でも、人や社会の要請に応えることができ、自律した総合的判断を行うことができる能力を身につけた法律実務家 (弁護士、検察官、裁判官) を養成すること」を、基本的な教育理念・目的としており、「点 (司法試験) からプロセス (大学教育) 重視の法曹養成」の実現を図るべく教育を行っている。

法律基本科目及び実務基礎必修科目に該当する授業科目においては、「共通的な到達目標モデル (第二次案修正案)」 (<http://www.lskyokai.jp/info/info20101018.html>) を参照しつつ、3年間の履修でその内容 (またはそれと同等の内容) が一通り学修でき、修得できるような到達目標を設定しており、本学府として、「法曹として備えていることを社会から求められる内容と水準の、知識及び能力を、学生が修了時まで確実に修得すること」を、教育の到達目標として設定し教育を行っている。

1-2-(1)-③ 教育科目の配置

基本 7 法に関する科目のほか、豊富な実務科目、法曹として必要な広い視野を養うための、政治学・経済学・医学等に関する多彩な授業科目を開設しており、カリキュラム・ポリシーに留意して、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当している (資料 17)。

○資料 17 教育科目の配置

多彩な授業科目の開設

充実した基本科目 (憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目) のほか、模擬裁判、法曹倫理、エクスターンシップ、リーガル・クリニックなど、豊富な実務科目を開設し、**法理論と法実務の両面につき学生の多様な関心**に答えている。また、法曹として必要な広い視野を養えるよう、**政治学・経済学・医学・心理学・社会学等に関する多彩な授業内容**を提供している。このほか、福岡県弁護士会、福岡県内及び、九州・沖縄地区の法科大学院と連携し、多様な授業科目を提供している。

授業科目の配置

授業科目は、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されており、学生が、**発展的・段階的な学修プログラム**を明確に理解できるよう、各系列の科目の展開を必修科目と選択科目別に図示した発展図 (学修ロードマップ) を作成し、明示している。

*学修ロードマップを掲載した Web ページの URL :

1-2-(2) 社会のニーズに対応した教育課程の編成・実施上の工夫

本学府における教育が、法曹として社会から求められ備えておくべき内容と水準の知識及び能力を、学生が修了時まで確実に修得することを到達目標としていることから、教育課程編成にあたっては、法曹養成のための専門職大学院にふさわしい内容・方法で、理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう配慮している。

具体的には、第1に、法律実務家が備えるべき資質や能力を育成するために、理論と実務の架橋を強く意識した教育を行っている（資料18）。

○資料18 充実した実務基礎教育の例

内容	授業科目
<u>法曹としての責任感・倫理観の涵養</u> を内容とする	法曹倫理
要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む <u>民事訴訟実務の基礎</u> を内容とする	民事裁判実務
事実認定に関する基礎的な教育を含む <u>刑事訴訟実務の基礎</u> を内容とする	刑事訴訟実務
民事・刑事裁判過程の主要場面について <u>裁判実務の基礎的スキル</u> を身に付けることを内容とする	模擬裁判
<u>法情報の収集及び法的文書の作成の基本的スキル</u> を、添削指導等により修得させる教育を内容とする	リーガル・ライティング
ロールプレイを織り込みながら、 <u>弁護士として必要な実務的知識・技法などを修得</u> させる教育を内容とする	ロイヤリング・法交渉
<u>法律事務所、企業法務部等で研修</u> を行う	エクスターンシップ I・II
弁護士の指導監督のもとに、 <u>法律相談、事案の整理等</u> を具体的事例に即して学ばせる教育を内容とする	リーガル・クリニック

第2に、目指すべき法曹像として三つの履修モデルを用意し、科目選択によって将来必要とされる知識を修得できるようにしている（資料19）。

○資料19 履修モデル

	履修モデル	目指すべき法曹像	科目選択例
①	地域法曹モデル	地域に生起する紛争にかかる諸問題について、親身に市民の相談にのる「地域法曹」を目指す	税財政と法 労働と法、労働紛争処理 環境法、社会保障法、マンション法、消費者法、少年法
②	公益擁護法曹モデル	公共的課題、公共政策のあり方に関心を寄せる法曹（公益擁護法曹）を目指す	労働と法、労働紛争処理 税財政と法 社会保障法 ジェンダーと法、マンション法、消費者法 刑事処遇論、精神医療と法、少年法、国際弁護士実務
③	国際ビジネス法曹モデル	国境を越えたビジネス、企業法務に通暁した「国際ビジネス法曹」を目指す	国際法、国際私法 I・II 知的財産と法、知的財産紛争処理 倒産と法、倒産法実務 経済法、企業法務、契約実務、インターネットと法、国際弁護士実務

1-2-(3) 国際通用性のある教育課程の編成・実施上の工夫

「高度の国際性の育成」という教育目標を達成するため、法学府と連携して英語による授業科目の充実を図っているが、第2期には海外の大学との部局レベルの交流を推進し、このうち韓国釜山大学ロースクールとの交流では、平成24年度以降継続して法務研修、裁判所見学等を実施している（資料20、資料21）。

○資料20 海外の大学との交流

年度	学術交流協定、学生交流協定締結校
平成23年度	釜山大学法学専門大学院（韓国）
平成24年度	ハーグ国際私法会議香港支部
平成25年度	ブツェリウス・ロースクール（ドイツ）、トゥルク大学法学部（フィンランド）
平成26年度	ティルブルグ大学ロースクール（オランダ）

- ・韓国釜山大学ロースクールにおけるサマーセミナーに、本学府の学生が参加、また、釜山大学ロースクールから学生を受け入れ、法務研修、裁判所見学等を実施
平成26年度実績：サマーセミナー参加学生4名、釜山大学ロースクール学生受入れ5名
- ・ティルブルグ大学ロースクール（オランダ）との学術交流協定及び学生交流協定を締結（平成26年度）ほか

○資料21 釜山大学ロースクールとの交流

(1) 実績

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
本学からの学生派遣（人）	-	6	4
釜山大学からの学生受入れ（人）	5	6	5

(2) 本学府等における法務研修（平成26年度）

平成27年	研修内容等
2月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・法務研修① テーマ： 「裁判員裁判」 担当： 本学府助教／弁護士 ・法務研修② テーマ： 「日本の弁護士制度と裁判制度」（英語） 担当： 本学府教授／弁護士 ・裁判官との座談会（福岡地裁）
2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判傍聴・裁判所見学 ・法務研修③ テーマ： 「保証をめぐる実務と民法改正」 担当： 本学府教授
2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所見学 ・拘置所見学
2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・法務研修④ テーマ： 「警察による捜査対象車へのGPS設置等、刑事法における違法収集証拠の問題」その後、死刑再審請求者との接見をめぐる 国賠償請求弁護士との交流 担当： 弁護士 ・学生交流会

(3) 釜山大学ロースクールにおけるサマーセミナー（平成25年度）

概要	釜山大学ロースクールが提供する韓国法務研修に参加
日程	平成25年度：8月26日～8月31日
募集人数	5名程度
概要	8/26 釜山着 韓国憲法ゼミ（英語）、釜山大LS生との交流会 8/27 韓国行政法ゼミ（日本語）、釜山地方弁護士会、法律事務所見学 8/28 慶州文化施設見学 8/29 韓国民法ゼミ（韓国語・通訳あり）、釜山地方裁判所、釜山地方検察庁見学 8/30 会社法ゼミ（日本語）、感想会 8/31 釜山発／福岡着

1-2-(4) 養成しようとする人材像に応じた効果的な教育方法の工夫

1-2-(4)-① 指導体制

本学府の専任教員が学生の担当教員（チューター）となって、日常的に学生の学修状況を把握し、必要な学修指導を行うとともに（資料 22）、学生の成績情報等を資料として個別学修指導（面談）を実施し、その結果を教授会・FDにおいて報告し、成績不振の学生への学修支援、休学・留年した学生への学修面・生活面に関する支援等について改善の方策を検討し実施している（資料 23）。

○資料 22 学生担当（チューター制度）

概要	本学府の専任教員が、10名前後の学生（各学年の学生3～4名程度）のチューターとして、日常的に担当学生の学修指導をはじめ、学修相談や生活相談を行う
指導の内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の成績情報（GPA）と、学生に対して行う学修状況等に関するアンケート調査の結果を資料として個別学修指導（面談）を実施する ・チューター会合を実施し、担当する学生の指導や相談を行うほか、年次やコースの異なる学生に交流の場を提供する ・奨学金の貸与や返還免除申請の際に推薦者となる ・担当学生が休学や退学を申し出た際に面談を実施する ・上記の指導等を実施した場合は、教授会・FDにおいて報告する ・個別面談実施後には実施報告書を作成・提出し、報告書はFDの資料として活用する

○資料 23 学修指導を踏まえた改善の状況

成績不振の未修者に対する学修支援の強化	学生の学修状況について、授業を担当する教員や個別学修指導を行った教員に報告を求め、課題を把握するとともに改善の方策を検討した結果、未修者に対する学修支援の強化が検討され、「学修支援アドバイザー制度」の導入が決まった。
長期履修制度の導入	育児、疾病等の理由で休学、退学を検討する学生に対する支援として、一学年を二年間かけて履修することが認められる長期履修制度を平成 26 年度から導入している。

1-2-(4)-② 授業形態や学習指導法にあわせた教室等の活用状況

少人数のクラス編成による双方向的・多方向的な授業を行うことを基本としていることから、少人数教育に対応できる講義室を備えているほか、模擬裁判を備えた法廷教室、遠隔講義システムを利用して他大学法科大学院との間で連携授業を行う演習室等を本学府専用の施設として法科大学院棟内に備えている（資料 24）。さらに、本学府専用の施設として、リーガル・クリニック用に、学外のビル内にリーガル・クリニック・センターを設置している。

○資料 24 授業形態や学習指導法にあわせた教室等の整備状況
学内（法科大学院棟）

施設	概要	授業の効果的な実施に必要な設備及び機器
講義室 50名収容×2	少人数教育に対応できる講義室	プロジェクタ、ビデオ、マイク、LAN環境を整備
演習室 100名収容×1	連携教育に利用する高機能遠隔講義システム を備えた高速度通信演習室	高機能遠隔講義支援システムに附随した設備として、プロジェクタ、カメラ、マイクを設置、LAN環境を整備
法廷教室 50名収容×1	模擬法廷 を備え、日常的に法廷の雰囲気になじむための法廷教室	プロジェクタ、ビデオ、マイク、LAN環境を整備

学外（リーガル・クリニック・センター）

施設	概要
面談室（4名収容×4室） 講義室（25名収容×1室）	弁護士法人九州リーガル・クリニックと連携して、法科大学院生に対する法律実務基礎科目である「リーガル・クリニック」を実施

1-2-(5) 学生の主体的な学習を促すための取組

1-2-(5)-① 学生の主体的な学習の促進の工夫

大学全体の中期計画において、アクティブ・ラーニングの推進を規定していることに対応するため、環境を整備し、履修ガイダンスを行ったうえで、主体的な学習を促すための取組を行っている。

具体的には、24時間利用可能な学修室を学生に提供するとともに、主体的な学習に必要な各種の情報を学内外から利用可能としており（資料25）、施設・設備の利用度・満足度は、何れも高い（資料26）。

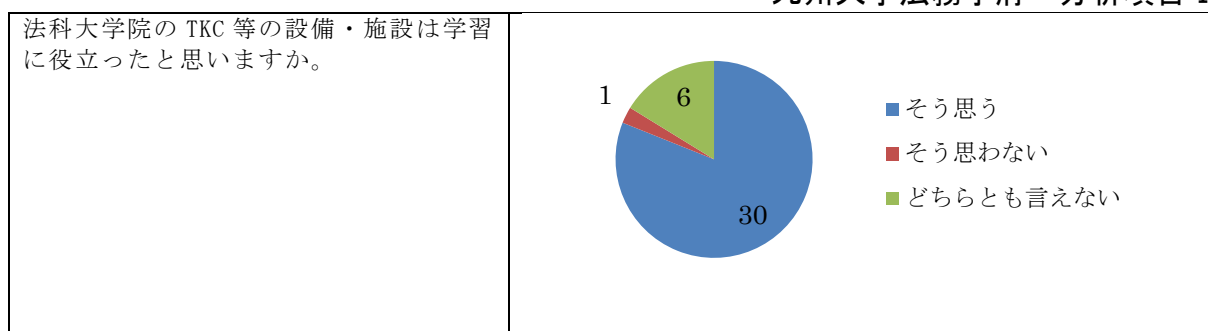
○資料25 主体的な学習のための環境整備

施設・設備	概要
学修室	<ul style="list-style-type: none"> ・学生1人に1席の机、椅子を確保した学修室を設置 ・24時間利用可能 ・本学無線 LAN アクセスサービスを利用したインターネットへの接続が可能
法律情報・データベース	<ul style="list-style-type: none"> ・各種の法律情報・データベースを学内外から利用可能としている http://www.law.kyushu-u.ac.jp/lawschool/links.html
「九州大学法科大学院教育研究支援システム」	<ul style="list-style-type: none"> 「九州大学法科大学院教育研究支援システム」アクセスの専用ページを設け、時間割、シラバスへのアクセスのほか ・レジュメ、課題の掲示 ・レポートの出題と提出 ・休講・補講の通知 ・学修相談の開催案内等のほか、 ・基礎力確認テストの受講 ・判例データベース等へのアクセス等を可能としている。

○資料26 施設・設備等に関する利用度、満足度

平成27年度5月実施 学修支援アンケートより抜粋（37名回答）

質問	利用度
学修室を利用しましたか	<p> <ul style="list-style-type: none"> ■ よく利用した (31) ■ 時々利用した (5) ■ あまり利用しなかった (0) ■ ほとんど利用しなかった (1) </p>



また、学生の主体的な学習を促すために、履修ガイダンスを行った上で（資料 27）、主体的な学習を促すための取組を行っている（資料 28）。

○資料 27 履修ガイダンスの実施状況

実施時期	実施対象者	実施内容
2月	入学前	主に法学未修者を対象として、法的なものの考え方や各法領域の概観、 学修の方法などについて指導
4月	1年	入学者に対するオリエンテーション <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院の教育理念、目的等の伝達 ・履修方法、進級条件、成績評価方法等についての説明 ・九州大学法科大学院教育研究支援システムの利用方法 ・ネットワークの利用方法 他
3月	2・3年	在学生に対するオリエンテーション <ul style="list-style-type: none"> ・履修方法・進級要件等の全体説明 ・再度履修選択に関する指導

○資料 28 学生の主体的な学習の促進の工夫の具体例

取組	内容
「到達目標科目対応表」による自習の指示	法曹として社会から求められ備えておくべき内容と水準の知識及び能力を、学生が修了時まで確実に修得することを到達目標とし、授業との対応を「 到達目標科目対応表 」にまとめ学生に示している。到達目標の内容でありながら授業で直接取り上げない事項については、個別の授業毎に、資料を配布することにより、また参考文献を指示することにより、 授業時間外での自学自修を支援し促進 させている。
電子シラバスの活用	電子シラバスに授業の到達目標を明示 するとともに、授業計画、教科書及び参考図書等、試験・成績評価の方法、事前学習について学生に周知して、主体的な学習を促している。
時間割編成における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の事前事後学修を充実させるため、時間割は、いずれの学年についても毎日の履修科目数に偏りが生じないように、適切な科目配置を行っている。 ・週末における学修時間を確保するため、土曜日の講義は非常勤講師による授業や補講など例外的な場合のほかは行われていない。
「九州大学法科大学院教育研究支援システム」の利用	「九州大学法科大学院教育研究支援システム」を利用して、 <ul style="list-style-type: none"> ・時間割登録、シラバスへのアクセス ・レジュメ、課題のダウンロード ・レポート等の提出 ・休講・補講、学修相談の開催等の情報収集 ・基礎力確認テストの受講による理解度の確認 ・判例データベースの利用 等を行っている。

1-2-(5)-② 学習支援の状況

学生が在学期間中に課程の履修に専念できるよう、以下に述べる十分な学修支援の体制を整備している。

入学者に対しては、入学時のオリエンテーションにおいて、効果的な学修を行うため必要となる事項についての説明を行い（前掲資料 27、19 頁）、入学後は、学生担当教員が、日常的にきめ細かな学修支援を行っている（資料 29）。

○資料 29 学修支援の取組

学修支援の取組	内容
学生担当（チューター）制度	本学府の専任教員が、10 名前後の学生（各学年の学生 3～4 名程度）のチューターとして、日常的に担当学生の修学指導をはじめ、修学相談や生活相談を行う。
オフィス・アワー	オフィス・アワーを設け、学生の学修進度に応じた個別的な指導を行う。
学修支援アドバイザー制度	本学府を修了した若手弁護士が、学修支援アドバイザーとして、少人数のゼミ形式による学修指導や学修相談を行う。
長期履修制度	働いているために勉強時間の確保が困難な学生や、育児、介護、疾病、障害などやむを得ない事由がある学生に対し、一学年を二年間かけて履修することを認めるもの。平成 26 年度に導入。

以上の取組に対する学生からの評価（満足度）は、アンケートの結果から高いことがわかる。（長期履修制度については、平成 26 年度導入のため調査の対象に含まれていない）（資料 30）。

○資料 30 学習・生活支援に関する満足度調査

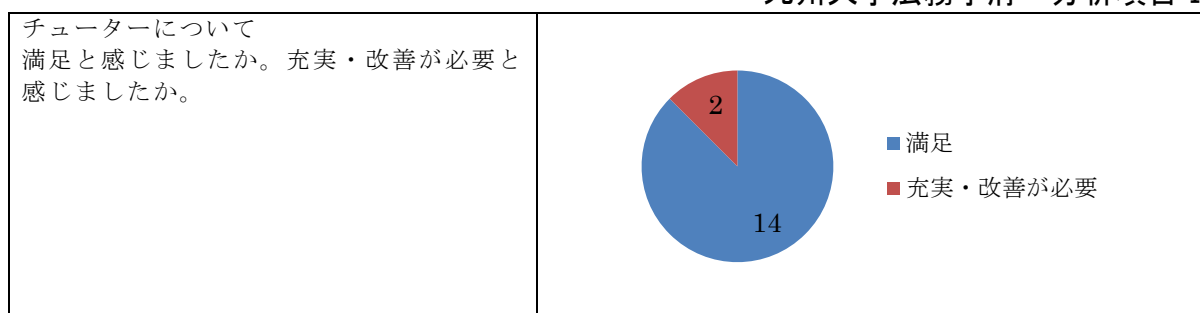
平成 27 年度 5 月実施 学修支援アンケートより抜粋（37 名回答）

(1) シラバス、ガイダンス

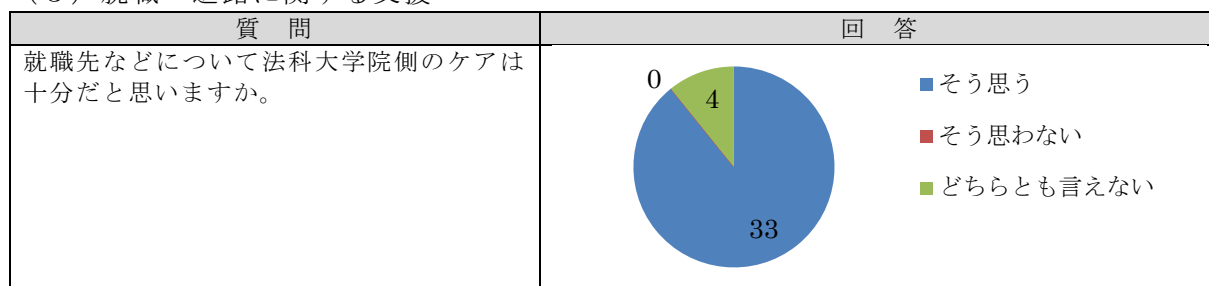
質問	回答（人）
シラバスの内容及び TKC により提供される情報（教材、課題等）は、授業の予・復習や進捗状況の管理等のために十分役立っている（活用できている）と思いますか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ そう思う ■ そう思わない ■ どちらとも言えない
授業におけるガイダンスは十分だと思いますか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ そう思う ■ そう思わない ■ どちらとも言えない

(2) 学修・生活支援

質問	回答
教員オフィス・アワーについて満足と感じましたか。充実・改善が必要と感じましたか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 満足 ■ 充実・改善が必要



(3) 就職・進路に関する支援



(水準)

期待される水準を上回る

(判断理由)

本学府では、法曹養成のための専門職大学院という明確な目的を持った教育機関としての使命に基づき、第2期からは、「法曹として備えていることを社会から求められる内容と水準の、知識及び能力を、学生が修了時まで確実に修得すること」を、教育の到達目標として設定したうえで、教育を行っている。

また、「高度の国際性の育成」という教育目標を達成するため、第2期には海外の大学との部局レベルの交流を推進している。

さらに、学生への学修支援として、第2期は、本学府を修了した若手弁護士が、「学修支援アドバイザー」として、少人数のゼミ形式による学修指導や学修相談を行うなど（前掲資料 29、20 頁）学修支援の取組を強化した結果、司法試験合格率が、全国 74 校中 11 位となるなど着実に成果を得ていることから（前掲資料 11、11 頁）、法曹の養成に期待する関係者の、期待する水準を上回ると判断される。

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

観点 2-1 学業の成果

(観点に係る状況)

2-1- (1) 在学中や卒業・修了時の状況

2-1- (1) -① 履修・修了状況から判断される学習成果の状況

1) 単位修得状況

あらかじめ学生に対して明示した成績評価基準により厳格な成績評価と単位認定を行っている(資料31)。その結果、学生は単位を取得している(資料32)。

○資料31 成績評価等に関する申し合わせ(抜粋)

第1. 成績評価

- (1) 授業目的により要求される水準に達していない場合には、D(不合格)とする。
- (2) 合格者について、以下の割合を目安として相対評価を行う。
 - A+ 5%
 - A 25%
 - B 40%
 - C 30%
- (3) 受講生が少ない科目(おおむね5名未満)については、(2)の相対評価によらないことができる。その場合には、以下の評価基準による。
 - A+ 90点以上・・・特に優れている。
 - A 80点～89点・・・優れている。
 - B 70点～79点・・・良好である。
 - C 60点～69点・・・水準に達している。
 - D 59点以下・・・水準に達していない。
- (4) 次の科目については、可否のみを判定し、合格をA、不合格をDとする。
 - ①模擬裁判
 - ②リーガル・クリニックⅠ・Ⅱ
 - ③エクスターンシップⅠ・Ⅱ

第2. 成績評価の考慮要素

- (1) 授業科目の成績評価は、多元的かつ厳正に行うこととし、その評価手段としては、試験、レポート、授業における発言などを総合的に評価することとする。
- (2) 成績評価の考慮要素の各比重は、試験を50～70パーセント、残りの30～50パーセントをそれ以外によることを標準とする。
- (3) 試験以外の考慮要素については、たんに「平常点」や「出席点」とするなど一般的包括的な表記は避け、その具体的な評価の手段を明確化し、複数の評価手段による場合は、それぞれの比重・割合をも定めて、シラバスで明示するものとする。出席していることのみでは、加点要素とはしない。
- (4) 授業科目の性格によって上記によりがたい場合があっても、成績評価の考慮要素を適切に明示しなければならない。

第3. 授業の出欠及び遅刻の取り扱い

学生には出席を課すこととする。教員は毎回出席管理を行い、特に、2単位科目(15回開講)について、次のとおり、取り扱うこととする。

- (1) 学生が欠席した場合は、欠席回数に応じて成績評価に反映させることができるものとする。また、理由の如何を問わず4回以上欠席した者は、原則として単位の認定を行わない。
- (2) 遅刻の多い学生の場合も、その回数に応じて成績評価に反映させることができるものとする。

○資料32 平均単位修得率

平成22年度入学	平成23年度入学	平成24年度入学	平成25年度入学	平成26年度入学
92.5	94.6	93.3	91.1	95.1
備考：平成26年度までの学生の成績情報(学務情報システム)から次の定義で、各学生の単位取得率を算出。				

単位修得率 = (取得した単位数) / (履修登録した授業の総単位数) × 100 (値は%) さらに、学部及び大学院ごとに全学生の単位取得率の平均をとり、その値を平均単位取得率とした。 平均単位修得率 = (全学生の単位取得率の総和) / (学生数) 出典：学務情報システム

2) 標準修業年限内の修了率及び学位授与状況

本学府の修了率は、資料 33 に示すとおりである。

平成 22 年度入学以降、修了率が低下しているが、これは、①平成 22 年度入学生より、GPA 制度を進級基準に用いた厳格な進級判定を行い、②3 年次配当の必修科目についてのみ例外的に認めていた再試験を完全に廃止し、より厳格な成績評価と修了判定を行うようにしたことによるものである。

○資料 33 標準修業年限内の修了率 (%)

専門職学位課程 (標準修業年限 3 年)	平成 19 年度 入学 (21 年度修了)	平成 20 年度 入学 (22 年度修了)	平成 21 年度 入学 (23 年度修了)	平成 22 年度 入学 (24 年度修了)	平成 23 年度 入学 (25 年度修了)	平成 24 年度 入学 (26 年度修了)
	85.1	86.4	86.0	42.9	57.1	56.7

定義：平成 26 年度までに標準修業年限内に卒業・修了した学生の学籍情報（学務情報システム）から以下の定義で算出。集計は入学した年度に遡って行い、入学者数を分母とした。
 標準修業年限内卒業修了率 = (標準修業年修了者数) / (入学者数) × 100 (値は%)
 ただし、標準修業年限は、学士課程は 4 年（医歯薬は 6 年）、修士課程・博士前期は 2 年、博士後期課程は 3 年、博士課程は 4 年、博士一貫は 5 年、専門職学位課程は 2 年または 3 年である。値はパーセント、小数点以下 1 桁。
 出典：学務情報システム

3) 退学率

退学率は、資料 34 で示すとおりである。平成 22 年度入学者の退学率が高いが、退学者の半数は就職を理由とするものであり、進路変更と合わせると全体の 8 割となっている。本学府では、チューター教員が個別の学生の状況を把握しており、退学の理由や退学後の進路に関する情報を教授会に報告することにより組織として把握している。

○資料 34 退学者率 (%)

課程ごとの 退学者率	平成 21 年度 迄の卒業	平成 22 年度 迄の卒業	平成 23 年度 迄の卒業	平成 24 年度 迄の卒業	平成 25 年度 迄の卒業	平成 26 年度 迄の卒業
	平成 19 年度 入学	平成 20 年度 入学	平成 21 年度 入学	平成 22 年度 入学	平成 23 年度 入学	平成 24 年度 入学
専門職学位課程 (修業年限 3 年)	6.9	3.9	6.0	31.4	10.7	20.0

5) 学位授与状況

修了者の学位授与状況は、資料 35 に示すとおりである。3 年次前期及び後期に必修科目として配置された科目の成績評価を厳格に行うことにより、法務博士の学位を授与するに相応しい学生が修了している。

○資料 35 学位授与状況

学位の名称	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
法務博士（専門職）	106	95	94	59	65	46

出典：九州大学概要 2009 年度版～2014 年度版、学務情報システム

2-1-(1)-② 司法試験の合格状況

専門職大学院としての教育成果を示す司法試験の合格状況は、前掲資料 11 (11 頁) に示したとおりである。

本学府では、司法試験合格率の向上に向け、到達目標を明確にした授業の実施、厳格な成績評価、学生への学修支援等の取組を行っており、平成 27 年には合格率が全国平均を大きく上回り、順位も全 74 校中 11 位であったことから、学習成果が上がっていると判断できる。

2-1-(1)-③ 分析のまとめ

本学府では、あらかじめ明確に定め学生に対しても明示した成績評価基準によって厳格な成績評価と単位認定を行い、修了判定においては、法務博士の学位を授与するに相応しい学生を修了させるよう努めている。

専門職大学院としての教育成果を示す司法試験の合格状況については、平成 27 年の合格率が全国平均を大きく上回り、順位も全 74 校中 11 位となっていることから、学習成果が上がっていると評価できる。

2-1-(2) 在学中や卒業・修了時の状況から判断される学業の成果を把握するための取組とその分析結果

2-1-(2)-① 学業の成果の達成度や満足度に関する学生アンケート等の調査結果とその分析結果

1) 学業の成果の達成度や満足度に関する学生アンケート

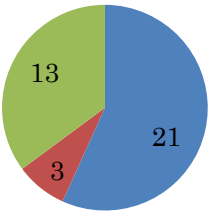
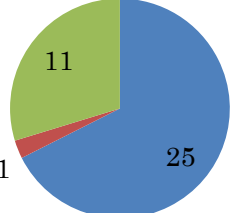
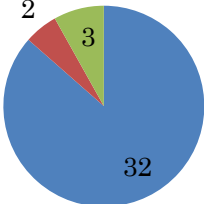
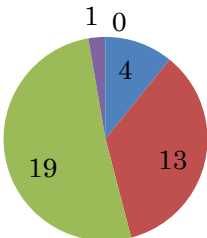
本学府では、学業の成果の達成度や満足度に関する独自のアンケート調査を実施しており、達成度については、本学府が教育の到達目標としている、「法曹として備えていることを社会から求められる内容と水準の知識及び能力を学生が修了時まで確実に修得すること」、具体的には、各科目のシラバス等により示された到達目標について修得できたか、満足度については、本学府のカリキュラムや、教育内容・方法をどのように評価するかを確認した。

アンケートの結果は、概ねよい評価を得ていることから、学生自身が学業の成果について、高い達成度や満足度を得ていると言える(資料 36)。

○資料 36 学修支援アンケート集計結果(抜粋)

平成 27 年 5 月実施 回答 37 名

質 問	回 答
シラバスの内容及び TKC により提供される情報(教材、課題等)は、授業の予・復習や進捗状況の管理等のために十分役立っている(活用できている)と思いますか。	<p>■ そう思う ■ そう思わない ■ どちらとも言えない</p>

カリキュラムは適切だと思いますか。	 <ul style="list-style-type: none"> ■ そう思う ■ そう思わない ■ どちらとも言えない
教員の授業方法は適切だと思いますか。	 <ul style="list-style-type: none"> ■ そう思う ■ そう思わない ■ どちらとも言えない
授業におけるガイダンスは十分だと思いますか。	 <ul style="list-style-type: none"> ■ そう思う ■ そう思わない ■ どちらとも言えない
本法科大学院では、法曹として備えていることを社会から求められる内容と水準の知識及び能力を学生が修了時までに確実に修得することを教育の到達目標としており、各科目で修得しなければならない内容をTKCにより公開しています。教育の到達目標に示された内容について、修得することができたと思いますか。	 <ul style="list-style-type: none"> ■ 修得できた ■ どちらかといえば修得できた ■ どちらともいえない ■ あまり修得できていない ■ 全く修得できていない

2-1-(2)-② 分析のまとめ

以上のように、学習の達成度・満足度に関する独自のアンケート調査の結果から、概ねよい結果が得られていることから、学習成果は上がっていると評価できる。

(水準)

期待される水準を上回る

(判断理由)

本学府では、あらかじめ明確に定め学生に対しても明示した成績評価基準によって厳格な成績評価と単位認定を行い、修了判定においては、法務博士の学位を授与するに相応しい学生を修了させるよう努めている。

専門職大学院としての教育成果を示す司法試験の合格状況については、平成27年の合格率が全国平均を大きく上回っていることから、学習成果が上がっていると評価できる。

また、在学中や卒業・修了時の状況から判断される学業の成果を把握するための取組と

九州大学法務学府 分析項目Ⅱ

して実施している、部局独自のアンケート調査の結果からも、学習成果は上がっていると評価できる。

以上の状況を踏まえて総合的に判断すると、本学府の教育目的を達成する学習成果が得られていると考えられることから、前述の想定する関係者の期待を上回ると判断される。

観点 2-2 進路・就職の状況

(観点に係る状況)

2-2-(1) 進路・就職状況、その他の状況から判断される在学中の学業の成果の状況

2-2-(1)-① 進路・就職の状況

本学府は、法曹を養成する専門職大学院であることから、前掲資料 2 (3～4 頁) に示した司法試験合格者の多くが法曹として活動し、その多くが弁護士として主に九州・山口地区の法律事務所に勤務している。また、国や地方の公務員となる者、企業に就職し法務部門等で法律の知識を活かす者もいるのが特徴である。

2-2-(1)-② その他の修了生の活動の状況

本学府の修了生は、累犯障がい者事例での逆転執行猶予判決獲得、子どもシェルターの運営といった活動の状況が新聞等で取り上げられており、本学府が教育の目的としている「人間に対する温かい眼差しを持った法律実務家」として活躍していることがわかる (資料 37)。

○資料 37 修了生の活動の状況

修了生の活動の内容	活動が取り上げられた新聞記事等
障がい累犯者の弁護を担当した本学府の修了生が、それまで見逃され、過去に 19 回服役した累犯者の障害に気づき、地裁の出した実刑判決を翻し、執行猶予を獲得した。	2011 年 11 月 8 日 日本経済新聞 2011 年 11 月 15 日 西日本新聞 2013 年 1 月 29 日 中国新聞 「罪と更生」 西日本新聞社会部
虐待などで家庭にいられなくなった少女を一時的に保護する九州初の民間避難所(子どもシェルター)の運営に、本学府の修了生が事務局長として関わっている。	2013 年 5 月 30 日 日本経済新聞
看護師が入院患者の足の爪を虐待目的で切ったとして逮捕され、一審で有罪とされた事件で、本学府の修了生 2 名が弁護団に加わり、高裁判決で一審判決を覆し無罪判決を獲得。	2010 年 9 月 16 日 共同通信
同居する長男を死亡させたとして父親が傷害致死罪に問われた裁判員裁判において、本学府の修了生が弁護士となり正当防衛無罪を獲得	2013 年 2 月 2 日 西日本新聞

2-2-(1)-③ 分析のまとめ

以上のように、法曹となった修了者が、「人間に対する温かい眼差しを持った法律実務家」として活躍し成果を上げていることから、学習成果が上がっていると言える。

2-2-(2) 在学中の学業の成果に関する卒業・修了生及び進路先・就職先等の関係者への意見聴取等の結果とその分析結果
--

2-2-(2)-① 修了生に対する意見聴取の結果

修了生に対する意見聴取については、司法試験合格者と教員との意見交換、学外機関が実施するアンケート調査等により聴取している（資料38）。

意見聴取により、「法科大学院を修了して得られる知識は非常に幅広く、役に立つものばかりである」、「科目横断的な論点発見能力が養われる」、といった意見が得られていることから、本学府の教育に対する評価が高いことがわかる。

○資料38 修了生に対する意見聴取
司法試験合格者と教員との意見交換

実施年月	平成24年10月
対象	修了生3名（司法試験合格者）
内容（抜粋）	<p>法科大学院教育に関する感想</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の復習レジュメが授業だけでなく司法試験勉強にも役立った。 ・参考文献の提示が自学自修に大変役にたった。 <p>法科大学院教育に対する意見・要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営の基本的知識となる授業を入れてほしい。将来実務家になった後で必要。 ・短答式試験に必要な知識の定着が必要。 ・授業において、三段論法や事実の重要性に重きを置いていただきたい。

学外機関が実施するアンケート調査

実施時期	平成25年4月	
実施機関	法科大学院協会	
対象者	修了生3名	
調査項目、回答	調査項目	回答
	法科大学院修了のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・科目横断的な論点発見能力が養われる ・特定専攻の院生よりも複眼的思考を有しやすい ・守備範囲の広さ、また精神力を培うことができた点。 ・法科大学院を修了したことによる「視野の広さ」は研究にも教育にも大変役立っている。 ・現在の研究領域のほかの研究者よりも多少、幅広い法領域について知っていること、あるいは法解釈学一般の作法を身に着けているかもしれないこと、という法科大学院出身者ならではの強みがある。
	法科大学院修了のデメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・司法試験に合格できず、年齢等の点から一般就職もできない修了生を生み出している点 ・司法試験合格が研究者ポスト採用にあたって何らメリットとなっていないこと。
	現時点でふりかえって、あるいは将来にむかって、法科大学院や法科大学院教育・法科大学院制度についての要望その他	<ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院を修了して得られる知識は非常に幅広く、役に立つものばかりである。 ・司法試験不合格者が適切な（法律の知識を生かせる）職業に就くことができれば社会全体にとってプラスになる。 ・各法科大学院の取組として、卒業生の数年後まで見据えたバックアップをすることが可能であれば素晴らしい。 ・研究者になりたい学生を法科大学院に進ませるといふ施策を取るのであれば、外書講読や比較法、あるいは（レポートではない）論文のゼミ的講義を増やすべき。 ・研究者養成コースへの誘導には、少なくとも司法試験合格を業績とみなすなどの手段で是正を図る必要がある。

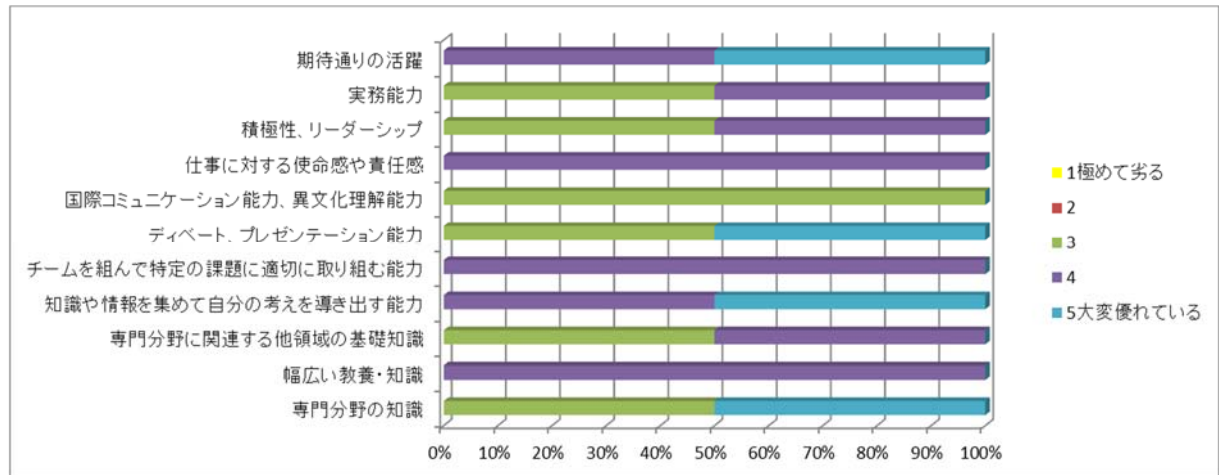
2-2-(2)-② 就職先・進学先等の関係者に対する意見聴取

平成 25 年度に実施した就職先や進学先等の関係者へのアンケート調査の結果から、本学府修了生の能力等に対する評価は総じて高いことがわかる（資料 39、40）。

○資料 39 就職先・進学先等の関係者への意見聴取の概要

実施時期	平成 25 年 8 月
対象企業等	本学府の修了生を複数採用した実績がある企業等
対象となる卒業生	過去 5 年間に採用した本学府の修了生
回答数	2

○資料 40 就職先・進学先等の関係者への意見聴取の結果



2-2-(2)-③ 分析のまとめ

以上のように、在学中の学業の成果に関する卒業・修了生及び進路先・就職先等の関係者への意見聴取等の結果、評価が高いことから、学習成果が上がっていると評価できる。

（水準）

期待される水準を上回る

（判断理由）

進路・就職の状況や修了生の活動の状況から、本学府が教育の目的としている「人間に対する温かい眼差しを持ちつつ、いかなる場面でも、人や社会の要請に的確に応えることができ、自律した総合的判断を行うことができる能力を身に付けた法律実務家」として活躍していることがわかる。

また、進路先・就職先等の関係者への意見聴取においても、本学府修了生の能力等に対して高い評価を得ている。

以上の状況を踏まえて総合的に判断すると、本学府の教育目的を踏まえた学習の成果は、前述の想定する関係者の期待を上回ると判断される。

Ⅲ 「質の向上度」の分析

(1) 分析項目Ⅰ 教育活動の状況

本学府では、法曹養成のための専門職大学院という明確な目的を持った教育機関としての使命に基づき、第2期には、司法試験合格率を向上させるため、法科大学院の到達目標を明確にした授業の実施、厳格な成績評価の徹底、学修指導体制の強化等の取組を行った結果、平成27年の司法試験において、合格率が全国平均を大きく上回るなどの成果を得た（前掲資料2、3～4頁）。

また、「高度の国際性の育成」という教育目標を達成するため、第2期には海外の大学との部局レベルの交流を推進し、韓国釜山大学ロースクールとの間での法務研修等を通じた、教員、学生の交流を継続して実施している。

学生に対しては、チューター教員が日常的な修学指導・修学相談を行っているが、第2期からは、本学府を修了した若手弁護士を「学修支援アドバイザー」として採用し、きめ細かな支援を行っており、司法試験の合格率が向上するなど、学修支援の成果を得ている。

教員においては、教育の質保証・質向上のため、1) 授業評価アンケート、個別学修指導等を利用した学生からの意見聴取、2) 自己点検・評価、3) 学外関係者及び4) 認証評価機関による評価を実施し、把握した課題や評価における指摘に対しては、改善へ向け組織的に取り組んでいる。

(2) 分析項目Ⅱ 教育成果の状況

本学府の専門職大学院としての教育成果を示す司法試験の合格状況は、第2期より取り組んだ到達目標を明確にした授業の実施、厳格な成績評価の徹底、学生への学修支援の充実等により、平成27年の合格率が全国平均を大きく上回るなど、教育の成果が得られている。

修了生の活動の状況について、第1期は法科大学院設置後間もなく修了生が少なかったため第2期との比較が困難であるが、第2期では、累犯障がい者事例での逆転執行猶予判決獲得、子どもシェルターの運営といった活動の状況が新聞等に取り上げられるなど（前掲資料37、27頁）、本学府が教育の目的としている「人間に対する温かい眼差しを持った法律実務家」として活躍していることがわかる。

以上のことから、「人間に対する温かい眼差しを持ちつつ、いかなる場面でも、人や社会の要請に的確に応えることができ、自律した総合的判断を行うことができる能力を身に付けた法律実務家となる人材を組織的に養成する」ことに対する、在校生、受験生及びその家族、修了生、法曹界、そして社会からの期待に十分応えうる成果を得ていると言える。